

特定最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

岐阜労働局一般公示第7号

岐阜地方最低賃金審議会は、岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年岐阜労働局最低賃金公示第2号）の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、岐阜県の区域内で自動車・同附属品製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとする者は、その意見を記載した文書を令和8年9月11日までに、岐阜地方最低賃金審議会（岐阜市金竜町五丁目13番地、岐阜労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和8年8月27日

岐阜労働局長 原田 浩一

